

衆議院総務委員会ニュース

【第201回国会】令和2年5月26日（火）、第18回の委員会が開かれました。

1 聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律案（内閣提出第27号）

- ・高市総務大臣、橋本厚生労働副大臣、佐々木国土交通大臣政務官及び政府参考人並びに参考人に対し質疑を行い、質疑を終局しました。
 - ・中根一幸君外5名（自民、立国社、公明、共産、維新、希望）提案の修正案について、提出者山花郁夫君（立国社）から趣旨説明を聴取しました。
 - ・修正案について採決を行った結果、全会一致をもって可決されました。
（賛成－自民、立国社、公明、共産、維新、希望、初鹿明博君（無））
 - ・修正部分を除く原案について採決を行った結果、全会一致をもって可決され、本案は修正議決すべきものと決しました。
（賛成－自民、立国社、公明、共産、維新、希望、初鹿明博君（無））
 - ・中根一幸君外5名（自民、立国社、公明、共産、維新、希望）から提出された附帯決議案について、重徳和彦君（立国社）から趣旨説明を聴取しました。
 - ・採決を行った結果、全会一致をもってこれを付することに決しました。
（賛成－自民、立国社、公明、共産、維新、希望、初鹿明博君（無））
- （参考人）日本放送協会副会長 正籬聡君
（質疑者）穂坂泰君（自民）、國重徹君（公明）、山花郁夫君（立国社）、重徳和彦君（立国社）、高木錬太郎君（立国社）、本村伸子君（共産）、足立康史君（維新）、井上一徳君（希望）

（質疑者及び主な質疑事項）

穂坂泰君（自民）

- （1）新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の交付額が、自治体の財政力に起因し、大きな差が生じることについての内閣府の見解
- （2）聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律案
 - ア 法案名中の「聴覚障害者等」及び「電話の利用」という文言が限定的な理由
 - イ 5G・ICTの推進及び技術開発の恩恵を社会的弱者も享受できるような体制を構築すべきとの考えに対する大臣の見解
 - ウ 日本財団が行ってきた電話リレーサービスを止める理由及び国の今後の対応
 - エ 電話リレーサービスにかかる費用を国費ではなく、電話提供事業者が負担することとした経緯
 - オ 電話リレーサービス提供機関の運営の透明性及び技術革新・コスト削減の仕組み
 - カ 電話リレーサービスの質を担保する方法

國重徹君（公明）

聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律案

- ア 電話リレーサービスが社会で広く定着するための周知に向けた今後の取組
- イ 通訳オペレーターの選定基準
- ウ 利用時間帯の拡大及び利用者数の増加により必要となる通訳オペレーター数と現状とのギャップ
- エ 通訳オペレーター人材の確保に向けた今後の課題と取組
- オ 高度な知識と専門性を要する緊急通報では、対応するオペレーターを限定し、より高い質を担保すべきとの考えに対する総務省の見解
- カ 違法行為やハラスメント等の疑いのある電話に対する通訳オペレーターの対応基準を設ける必要性

山花郁夫君（立国社）

聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律案

- ア 障害者権利条約の採択に至るまでの経緯、政府の取組及び同条約の交渉に障害の当事者が関与した事実についての外務省への確認
- イ 障害者施策の意思決定過程における障害者の関与の国内法への反映についての内閣府への確認
- ウ 本法案の検討時にどのように当事者の関与を実現したのかについての総務省への確認
- エ 本法案に基づく施策の運用、見直しに当たっては、当事者の意見表明の機会を確保すべきとの考えに対する大臣の見解
- オ 本法案の背景として、障害者基本法第 22 条（情報の利用におけるバリアフリー化に関する国の責務）があることについての総務省への確認
- カ 情報のバリアフリー化について、今後の政府における取組の方向性
- キ 諸外国における、電話リレーサービスの取組状況及び費用負担の考え方
- ク 電話リレーサービスに要する費用を国費で賄うこととしなかった理由及び検討の経緯
- ケ 電話リレーサービスをユニバーサルサービスとして位置付けることとしなかった判断の経緯
- コ 通訳オペレーターの質をどのように担保するのかについての総務省への確認

重徳和彦君（立国社）

- (1) SNS 上の匿名の悪質な書き込みへの現行法上の対応
- (2) 聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律案
 - ア 手話通訳の情報密度の通常の会話との比較
 - イ 発話が可能な聴覚障害者のためのサービスに向けての課題
 - ウ 音声の文字変換サービス導入の可能性
 - エ 電話リレーサービスの特質について周知する必要性
 - オ 多言語通訳サービスへの発展の可能性
 - カ 多様な聴覚障害者がいることに対する正しい認識の必要性
 - キ 聴覚障害者は外見からわかりにくいことに対する正しい認識の必要性
 - ク 口話法の障害となるマスクの着用に係る学校における対応の状況
 - ケ 金融機関における電話での本人確認について、障害者への合理的な配慮を行う必要性
 - コ 警察及び消防への文字入力による通報システムの利用状況
 - サ 電話リレーサービスにおけるフリーダイヤルの利用についての総務省への確認
 - シ 通訳オペレーターが通訳ミスをした場合の対応
 - ス 通訳オペレーターを確保するための採用に当たっての処遇の在り方

高木錬太郎君（立国社）

- (1) 新型コロナウイルス感染症流行下において自然災害が発生した場合の自治体間の対口支援の現状と課題
- (2) 特別定額給付金のポータルサイトのトップページに記載されていた「日本にお住まいの、すべての方へ。お一人につき」という文言が削除された理由
- (3) 聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律案
 - ア 「聴覚障害者等」には高齢によって耳が遠くなった者も含まれるか及び日本財団が行ってきた電話リレーサービスとの相違についての総務省への確認
 - イ 本法案第 3 条第 2 項の「国が行う教育活動、広報活動」の想定
 - ウ 本法案第 3 条第 2 項の「国民の協力」及び第 6 条の「必要な協力」の意味

- エ 電話リレーサービスの基本方針策定の目途
- オ 本法案による電話リレーサービスの開始までのスケジュール
- カ 電話リレーサービス提供機関及び電話リレーサービス支援機関を一般社団法人又は一般財団法人に限定した理由
- キ 電話リレーサービス開始年度における利用者数、利用回数及び交付金の額の見込み
- ク 特定電話提供事業者の想定社数
- ケ 特定電話提供事業者に課される負担金の想定額
- コ 電話リレーサービスに係る1番号当たりの負担額を1円程度と試算した際の「番号」の定義
- サ 持続的・安定的に電話リレーサービスを維持するために一部国費を投入することの可否
- シ 24時間365日のサービス提供に対応するための通訳オペレーター人材確保の方法
- ス 緊急通報受理機関である警察庁、消防庁及び海上保安庁における本サービスへの対応
- セ 本法案成立後の電話リレーサービスへの対応に係る金融機関への通知についての金融庁の見解
- ソ 本法案成立後の電話リレーサービスの周知広報に対する大臣の見解

本村伸子君（共産）

聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律案

- ア 法案成立後に作成される基本方針等において、当事者の意見が反映される仕組みが必要との考えに対する大臣の見解
- イ 電話リレーサービス提供機関や支援機関に当事者が参画して意見を反映させる仕組みが必要との考えに対する大臣の見解
- ウ 電話リレーサービスの提供に係る相談窓口を設置すべきとの考えに対する大臣の見解
- エ 電話リレーサービス支援機関に設置される諮問委員会に当事者を参加させるべきとの考えに対する大臣の見解
- オ 当該諮問委員会における議事録の公開の有無
- カ 通訳オペレーターの知識、技量及び見識を担保する方法
- キ 通訳オペレーターの人材育成に係る国の計画及び費用面の支援が重要であるとの考えに対する橋本厚生労働副大臣の見解
- ク 通訳オペレーターの養成に係る予算を増額すべきとの考えに対する橋本厚生労働副大臣の見解
- ケ 国が通訳オペレーターの養成についての責任を持つこと及び当事者が制度に参加できるようにすることに対する大臣及び橋本厚生労働副大臣の見解
- コ 通訳オペレーターの賃金について夜勤のある専門性の高い職種の平均賃金を保障する単価を設定すべきとの考えに対する大臣の見解
- サ 通訳オペレーターの賃金が前述の平均賃金を保障できるように交付金及び負担金の積算をすべきとの考えに対する大臣の見解
- シ 通訳オペレーターの健康管理についての橋本厚生労働副大臣の見解
- ス 電話リレーサービスに使う通信機器を日常生活用具の支援制度の対象とすべきとの考えに対する橋本厚生労働副大臣の見解

足立康史君（維新）

- (1) 就労継続支援事業所における在宅でのサービス利用について柔軟な対応を継続する必要性
- (2) マイナンバーと銀行口座をひも付ける仕組みを設ける議員立法
 - ア 国民で銀行口座を持たない者の割合
 - イ 給付金等を振り込む口座を用意できる国民の割合
 - ウ 銀行口座を持たない理由

エ ひも付ける際には本人の同意を前提とすることに対する大臣の所見

(3) マイナンバー法

ア マイナンバーと所得情報をひも付けて活用するためのマイナンバー法上の枠組み

イ 事業所得のデータを経済産業省が他の省庁や自治体と共有するための制度設計

ウ 市町村が保持する所得データを給付事務に活用するための制度設計

エ マイナンバーと連携して社会保障サービスを提供することは調査権及び検査権で担保されているかの確認

オ 市町村が保持する所得情報を国が利用するための制度設計

井上一徳君（希望）

(1) 聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律案

ア NHKとして改正内容等を聴覚障害者等に情報提供する必要性

イ 電話リレーサービス提供機関等の処遇見直しの必要性についての大臣の見解

(2) 精神障害者に対する交通運賃割引

ア 国土交通省としてJRに割引の導入を働きかける必要性

イ 政務三役からJRに割引の導入を働きかける必要性

(3) 新型コロナウイルス感染症対策

ア 持続化給付金

a 申請及び給付の件数及び申請書類の不備で申請ができていない事業者数

b 中小企業庁のサポート体制

イ 休業者に対する新たな支援金支給事業

a 当該制度利用のための事業者負担の有無

b 雇用調整助成金との関係を整理する必要性